

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました。（令和8年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改正前：500人以下）に引き下げられました。

2. カーボンニュートラル投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。	・「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 地方拠点強化税制

法人会提言	改正の概要
・地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。	・オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

[事業承継税制]

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・ 特例承継計画の提出期限（令和 8 年 3 月末日）と特例制度の適用期限（令和 9 年 1 2 月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。	・ 法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が 1 年 6 ヶ月（令和 9 年 9 月まで）延長されました。

[消費税制]

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

法人会提言	改正の概要
・ 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和 8 年 9 月末日まで（令和 8 年 1 0 月 1 日から 3 年間は 50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。	・ 免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を 2 年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和 8 年 1 0 月からは 7 割、令和 1 0 年 1 0 月からは 5 割、令和 1 2 年 1 0 月から令和 1 3 年 9 月末までは 3 割）。なお、1 免税事業者ごとの年間適用上限仕入額は 1 億円（改正前：1 0 億円）に引き下げられました。

[所得税]

1. ふるさと納税

法人会提言	改正の概要
・ ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の 5 割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。	・ 寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に 60%以上と設定されるとともに、用途を公表することとなりました。 また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は 1 9 3 万円となります。

2. セルフメディケーション税制

法人会提言	改正の概要
・ 薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。	・ 対象となる医薬品が見直された上で、スイッチ OTC 医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は 5 年間延長されました。

[地方税]

固定資産税の免税点

法人会提言	改正の概要
・ 固定資産税の免税点については、平成 3 年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。	・ 家屋に係る免税点は 3 0 万円（改正前：2 0 万円）未満に、償却資産に係る免税点は 1 8 0 万円（改正前：1 5 0 万円）未満に引き上げられます。